

船舶事故調査報告書

令和2年3月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年10月17日 09時50分ごろ
発生場所	北海道稚内市稚内港 稚内港北洋ふとう北防波堤灯台から真方位202° 840m付近 (概位 北緯45° 24.2′ 東経141° 40.9′)
事故の概要	漁船第二十八大 ^{だいちゆう} 忠丸は、漂流中、上架場 ^{かじょう} に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和元年12月6日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第二十八大忠丸、160トン
船舶番号、船舶所有者等	128593、黒川水産株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	プロペラ翼に曲損、船首部船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長ほか12人が乗り組み、上架の目的で、船首を上架場に向けた状態で漂流中、船長が、船尾方からの風により圧流され始めたので、後進して上架場から離れようと思い、主機を後進としようとしたところ、微速前進に操作し、誤操作に気付いて主機を後進としたものの、上架場に乗り揚げた。 本船の喫水は、船首約2.5m、船尾約3.5mであった。
分析	本船は、船首を上架場に向けた状態で漂流中、船長が、船尾方からの風により圧流され始めたので、後進して上架場から離れようと思い、主機を後進としようとしたところ、主機を微速前進に操作し、上架場に向かって前進したことから、上架場に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、船首を上架場に向けた状態で漂流中、船長が、船尾方からの風により圧流され始めたので、主機を後進としようとしたところ、主機を微速前進に操作し、上架場に向かって前進したため、上架場に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・操船時は、主機の操作を適確に行うこと。 ・上架場付近で漂流する場合、風の影響を考慮して上架場との距離を十分に確保すること。